法令及び定款にもとづくインターネット開示事項

●事業報告
　主要な事業所等
　使用人の状況
　主要な借入先の状況
　新株予約権等の状況
　社外役員に関する事項
　会計監査人の状況
　業務の適正を確保するための体制
　及び当該体制の運用状況
●連結計算書類
　連　結　注　記　表
●計算書類
　個　別　注　記　表

第24期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

株式会社インプレスホールディングス

法令及び当社定款の規定にもとづき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、ご提供しているものであります。
（http://www.impressholdings.com/ir/）

⑴ **主要な事業所等**（平成28年３月31日現在）

| | |
|---|---|
| 当社<br>㈱インプレス<br>㈱IAD<br>㈱リットーミュージック<br>㈱エムディエヌコーポレーション<br>㈱山と溪谷社<br>㈱ICE<br>㈱インプレスR&D<br>Impress Business Development(同)<br>㈱Impress Professional Works | 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地 |
| 英普麗斯（北京）科技有限公司 | 中華人民共和国北京市 |
| Impress Group Singapore Pte.Ltd. | シンガポール共和国 |

⑵ **使用人の状況**（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|
| 491名 | 9名減 |

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 8名 | 12名減 | 44.5歳 | 11.4年 |

（注）前事業年度（20名）に比べ12名減少したのは、主に出向及び転籍によるものです。

⑶ **主要な借入先の状況**（平成28年３月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|---|---|
| 株式会社りそな銀行 | 283百万円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 200 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 150 |

### ⑷ 新株予約権等の状況

① 当社役員が所有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年３月31日現在）

| | 第11回新株予約権 | | 第14回新株予約権 | |
|---|---|---|---|---|
| 取締役会決議日 | 平成19年５月17日 | | 平成20年６月30日 | |
| 新株予約権の数 | 230個<br>（１個につき100株） | | 1,550個<br>（１個につき100株） | |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 23,000株 | | 155,000株 | |
| 新株予約権の払込金額 | 無償 | | 無償 | |
| 権利行使時１個当たりの行使価格 | 30,000円<br>（１株当たり300円） | | 20,800円<br>（１株当たり208円） | |
| 権利行使期間 | 平成20年６月25日から<br>平成28年６月24日まで | | 平成22年６月22日から<br>平成30年６月21日まで | |
| 当社役員の保有状況 | 取締役<br>（社外取締役を除く） | 社外取締役 | 取締役<br>（社外取締役を除く） | 社外取締役 |
| 保有者数 | 1名 | 0名 | 3名 | 1名 |
| 新株予約権の数 | 100個 | 0個 | 1,200個 | 50個 |

第11回、第14回新株予約権の行使条件

1．新株予約権者は、権利行使時において当社及び当社子会社の取締役、従業員のいずれかの地位を保有していなくても行使できるものとする。

2．新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

3．新株予約権者は、割当られた権利の質入れその他の処分をすることができない。

4．その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### ⑸ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役 大西健一氏は、大西税務会計事務所の所長であります。なお、当社と大西税務会計事務所との間には特別の関係はありません。

・監査役 松本伸也氏は、丸の内総合法律事務所のパートナー 代表弁護士であります。なお、当社子会社 株式会社Impress Professional Worksと丸の内総合法律事務所との間には法律顧問契約があります。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

| | 取締役会（14回開催） | | 監査役会（５回開催） | |
|---|---|---|---|---|
| | 出席回数 | 出　席　率 | 出席回数 | 出　席　率 |
| 取締役　前　田　隆　正 | 14回 | 100% | －回 | －% |
| 監査役　大　西　健　一 | 14 | 100 | 5 | 100 |
| 監査役　松　本　伸　也 | 13 | 92.86 | 4 | 80 |

・取締役会及び監査役会における発言状況

社外取締役 前田隆正氏は、主に当社とは利害関係のない見地から当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

社外監査役 大西健一氏は、取締役会ならびに監査役会等重要な会議に出席し、税理士としての専門的見地から主に会計及び税務に関する監査事項につき必要に応じて発言を行っております。

社外監査役 松本伸也氏は、取締役会ならびに監査役会等重要な会議に出席し、弁護士としての専門的見地から主に法令及び定款遵守に関する監査事項につき必要に応じて発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額について、社外取締役 前田隆正氏は1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額、社外監査役 大西健一及び松本伸也の各氏は、500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

⑹ 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

② 会計監査人に対する報酬等

1．当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

38,500千円

2．当社及び子会社が支払うべき金銭等の合計額

38,500千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額には、これらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び実績状況、報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社計算規則第131条に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、職務の遂行が適正に実施されることが確保できないと判断した場合、また、会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあると判断した場合。

④ 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分に関する事項

会計監査人は、平成27年12月22日付で金融庁より、業務改善命令（業務管理体制の改善）及び３ヶ月間の業務の一部の停止命令（契約の新規の締結に関する業務停止）（平成28年１月１日から平成28年３月31日まで）を受けております。

⑺ 業務体制の適性を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1．取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

・当社代表取締役は、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることにつき、その精神を繰り返し当社グループの役職員に伝えることにより徹底する。

・当社代表取締役は、コンプライアンス体制の構築・維持を所管するコンプライアンス担当執行役員を責任者として、「コンプライアンス規程」に従い当社グループのコンプライアンス体制を構築・維持する。

・当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引ならびにその不当な要求に対しては一切応じない。

2．取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

・当社代表取締役は、当社グループを統括する情報管理担当執行役員を責任者として、「文書管理規程」に従い当社グループの職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存させる。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社代表取締役は、リスクマネジメントを所管するリスクマネジメント担当執行役員を責任者として、「リスクマネジメント規程」に従い当社グループのリスクマネジメントに関する体制の整備及び問題点の把握に努め、リスクマネジメント事務局を設置し、リスクマネジメント上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。

・当社グループの役職員がリスクマネジメント上の問題を発見した場合は、すみやかにグループ各社社長が任命する各社リスクマネジメント責任者を通じてリスクマネジメント事務局へ報告する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・社内規程の定めに基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

5．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社代表取締役は、当社グループの内部統制担当執行役員をして当社グループ間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制構築を促進させる。

・当社の内部監査室は、関係部門と連携し、当社グループに対する内部監査を行う。

・当社代表取締役に任命された取締役等は、「関係会社管理規程」に従い当社代表取締役に担当する会社の経営及び財務状況を定期的に報告する。

6．監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役の職務を補助する組織を当社の内部監査室とし、補助者の人事異動については、監査役会の意見を尊重し、当該補助者は、監査役の指示に基づき監査役会の職務を補助する。

7．監査役の職務の執行により生ずる費用に関する事項

・監査役の監査に係る諸費用については、予算を確保し、監査役が職務の執行により費用の前払、もしくは支出した費用の精算等を請求した場合、社内規定に基づき支払う。

8．取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制及びその他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・内部統制担当執行役員は、次に定める事項を監査役会に報告することとする。

イ．当社経営会議で報告・審議された重要な事項

ロ．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

ハ．月次の経営状況として重要な事項

ニ．重大な法令・定款違反

ホ．その他リスクマネジメント上重要な事項

・当社グループの役職員は、上記ロ．ニ．及びホ．に関する事実を発見した場合には、監査役会に直接報告することができ、当該報告者に対し、人事制度上その他の不利益な取り扱いをしない。

・監査役会による代表取締役、執行役員及び重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、監査役会の間で定期的に意見交換会を実施する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

1．コンプライアンス・リスク管理について

年に一度当社及び子会社において、管理すべきリスクの見直しを行い、「リスクカタログ」の整備を行っております。顕在化したリスクについては、「リスクマネジメント事務局」において情報集約、評価、対策の調整及びモニタリングを行っております。また、コンプライアンス上の問題がある場合は、当社代表取締役が任命する当社執行役員が窓口となる「特別ホットライン」や監査役会に直接報告をできる仕組みを用意し、報告者に対し不利な取扱いがなされないように徹底しております。

2．グループ管理体制について

「関係会社管理規程」に基づき、当社代表取締役は定期的に子会社の経営状況等の報告を受け、現況を把握できる体制になっております。また、当社の内部監査室が子会社の内部監査を行い、定期的に当社代表取締役及び取締役会に監査結果について報告を行っております。

3．監査役会への報告体制について

常勤監査役が、取締役会をはじめ経営会議等重要な会議へ出席し、代表取締役、会計監査人、リスクマネジメント事務局長、内部監査室、執行役員、その他重要な使用人との間で情報交換等を行い、監査役会に定期的に報告することで、取締役会の職務執行状況ならびに内部統制システムの整備及び運用状況を把握できる体制になっております。

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

⑴　連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

・連結子会社の数　12社

・主要な連結子会社の名称　㈱インプレス
㈱IAD
英普麗斯(北京)科技有限公司
Impress Group Singapore Pte.Ltd.
㈱リットーミュージック
㈱エムディエヌコーポレーション
㈱山と溪谷社
㈱ICE
㈱近代科学社
㈱インプレスR&D
Impress Business Development(同)
㈱Impress Professional Works

②　非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　インプレス・インキュベーション・ファンド
㈲原の小屋

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微で、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除いております。

⑵　持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

・持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数　1社

・会社等の名称　㈱クリエイターズギルド

②　持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称

非連結子会社　インプレス・インキュベーション・ファンド
㈲原の小屋

関連会社　㈱編集工学研究所
㈱シフカ

・持分法の範囲から除いた理由　　上記の会社につきましては、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

⑶　連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

①　連結の範囲の変更

平成27年８月１日付けで、㈱ICEと㈱デジタルディレクターズは合併し、㈱ICEを存続会社としております。これにより、消滅会社である㈱デジタルディレクターズは、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

平成27年12月１日付けで、㈱インプレスとStyle us㈱は合併し、㈱インプレスを存続会社としております。これにより、消滅会社であるStyle us㈱は、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

前連結会計年度において非連結子会社でありました㈲インフィニ・デザインは、平成27年９月29日付で清算結了しております。

②　持分法適用の範囲の変更

前連結会計年度まで持分法を適用しておりませんでした関連会社の㈱クリエイターズギルドは、重要性が増したため、当連結会計年度より持分法の適用の範囲に含めております。

⑷　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の㈱近代科学社、㈱IAD、英普麗斯（北京）科技有限公司及びImpress Group Singapore Pte.Ltd.の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

⑸　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）

その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品　　主として先入先出法による原価法

（貸借対照表価額については収益性低下に基づく簿価切り下げ方法）

なお、最終刷後６ヶ月以上を経過した売残り単行本については、法人税基本通達に基づいた評価基準を設け、一定の評価減を実施しております。

・仕掛品　個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性低下に基づく簿価切り下げ方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　定率法または定額法

ロ．無形固定資産

・自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（２～５年）に基づく定額法

ハ．リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．返品債権特別勘定　一部の連結子会社において、製品（雑誌）の返品による損失に備えるため、法人税基本通達に基づいた売掛金基準による限度相当額を計上しております。

ハ．賞与引当金　当社及び連結子会社は主として、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

二．返品調整引当金　国内連結子会社は主として、製品の返品による損失に備えるため、法人税法に規定する売掛金基準による限度相当額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、在外子会社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の条件を充たしているものは、特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の利息

ハ．ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は、個別契約ごとに行っております。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

⑥　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る負債の計上基準　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ．消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当該連結会計年度の費用として処理しております。

ハ．連結納税制度の適用　当社及び一部の子会社は当社を連結親法人として連結納税制度を適用しております。

## 2．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

⑴　会計基準等の名称及び会計方針の変更の内容

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。

また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。

加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結計算書類の組替えを行っております。

⑵　経過措置に従った会計処理の概要等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-２項(４)、連結会計基準第44-５項(４)及び事業分離等会計基準第57-４項(４)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首から将来にわたって適用しております。

⑶　会計方針の変更による影響額

この結果、当連結会計年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ3,541千円増加しており、税金等調整前当期純損失は3,541千円減少しております。また、当連結会計年度末の資本剰余金が3,541千円減少しております。

また、当連結会計年度の１株当たり純資産額は0円11銭減少し、１株当たり当期純損失は0円11銭減少しております。

## 3．連結貸借対照表に関する注記

| | | |
|---|---|---|
| ⑴ | 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,074,063千円 |
| ⑵ | 受取手形割引高 | 42,822千円 |

## 4．連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、個別会社または事業プロジェクトを基準に資産のグルーピングを行っており、当連結会計年度において計上した減損損失は以下のとおりであります。

| 種 類 | |
|---|---|
| ソフトウエア | 26,841千円 |
| 計 | 26,841千円 |

子会社所有の上記固定資産につき、事業計画当初に予定していた収益が見込めなくなったことから、各固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるためゼロとして評価しております。

## 5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 37,371,500株 | －株 | －株 | 37,371,500株 |

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当の総額（千円） | 1株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成27年5月12日取締役会 | 普通株式 | 16,686 | 0.50 | 平成27年3月31日 | 平成27年6月24日 |

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当の総額（千円） | 1株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成28年5月12日取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 33,367 | 1.00 | 平成28年3月31日 | 平成28年6月24日 |

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

| | 第11回（ストックオプション） | 第14回（ストックオプション） |
|---|---|---|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 目的となる株式の数 | 23,000株 | 155,000株 |
| 新株予約権の残高 | 230個 | 1,550個 |

## 6．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、業務提携等を目的とした株式などへの投資を行っておりますが、資金運用につきましては短期的な預金等の安定運用を基本としております。また、資金調達につきましては、事業計画に照らして、必要な資金を主として銀行借入等により調達する方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、投資先企業との業務提携に関連する株式及び資金の安定運用を目的とした債券であり、市場価格の変動リスクや投資先の財務状況悪化による損失の発生及び投資回収の遅延等のリスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金・未払金は、１年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金のうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されており、ヘッジ手段としてデリバティブ取引を利用しております。

③金融商品に対するリスク管理体制

イ．信用リスクの管理

営業債権につきましては、グループ各社において、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化などによる回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、リスクマネジメント規程に従い、貸倒れリスクの一元的な管理を行っております。

ロ．市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、格付の高い金融機関と金利スワップ等のデリバティブ取引を行っております。

投資有価証券につきましては、当社の投資管理規程に従い、時価や投資先企業の財務状態を把握しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスクの管理

資金の調達については、資金調達手段の多様化、複数の金融機関との取引、長短の借入バランスの調整等により、流動性リスクのヘッジを図っております。

また、キャッシュ・マネジメント・システムの導入により資金の一元的な管理を進めており、余剰資金の効果的な活用により資金効率の改善を図るとともに、グループ各社の業績及び資金繰りの動向を月次でモニタリングすることで、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定におきましては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なることもあります。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日現在（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（単位：千円）

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| ⑴現金及び預金 | 4,485,249 | 4,485,249 | － |
| ⑵受取手形及び売掛金 | 3,632,911 | | |
| 貸倒引当金 | △8,250 | | |
| | 3,624,660 | 3,624,660 | － |
| ⑶有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 満期保有目的債券（＊１） | 601,048 | 601,592 | 543 |
| その他有価証券 | 213,744 | 213,744 | － |
| 資産計 | 8,924,704 | 8,925,247 | 543 |
| ⑷支払手形及び買掛金 | 1,355,511 | 1,355,511 | － |
| ⑸未払金 | 851,492 | 851,492 | － |
| ⑹短期借入金 | 500,000 | 500,000 | － |
| ⑺社債（＊２） | 40,000 | 40,031 | 31 |
| ⑻長期借入金（＊３） | 515,124 | 514,496 | △627 |
| 負債計 | 3,262,127 | 3,261,531 | △596 |
| デリバティブ取引 | | | |
| ①ヘッジ会計が適用されていないもの | － | － | － |
| ②ヘッジ会計が適用されているもの | － | － | － |
| デリバティブ取引計 | － | － | － |

（＊１）一年内償還予定の満期保有目的債券を含んでおります。

（＊２）一年内償還予定の社債です。

（＊３）一年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

⑴現金及び預金、⑵受取手形及び売掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶有価証券及び投資有価証券（一年内償還予定の満期保有目的債券を含む）

これらの時価について、株式は取引所の価格により時価評価を行ったうえ、外貨建ての株式については、決算日レートにて換算しております。

債券は取引所の価格または取引先金融機関より提示された価格によっております。

負債

⑷支払手形及び買掛金、⑸未払金、⑹短期借入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑺社債（一年内償還予定の社債）

すべて固定金利によるものであり、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計を同様の社債において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

⑻長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、金利スワップにより金利を固定化しております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記「負債」⑻参照）。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

⑴ その他有価証券として保有している非上場株式（連結貸借対照表計上額230,477千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

⑵ 非連結子会社株式及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額88,774千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

⑶ 組合出資金（連結貸借対照表計上額3,991千円）は、組合財産のうち市場価格をもつ有価証券の割合に重要性がなく、市場価格のない有価証券については時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

（注３）当連結会計年度において、その他有価証券について119千円の減損処理を行っております。

**７．１株当たり情報に関する注記**

| | | |
|---|---|---|
| ⑴ | １株当たり純資産額 | 207円10銭 |
| ⑵ | １株当たり当期純損失（△） | △1円17銭 |

（注）１.１株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 親会社株主に帰属する当期純損失（△） | △38,991千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | －千円 |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失（△） | △38,991千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 33,370,064株 |

２.１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 純資産の部の合計額 | 6,927,443千円 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 | 16,840千円 |
| （うち新株予約権） | （16,840千円） |
| （うち非支配株主持分） | （－千円） |
| 普通株式に係る期末の純資産額 | 6,910,602千円 |
| １株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 | 33,367,734株 |

**８．重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

9．その他の注記

（企業結合等関係）

子会社株式の追加取得

⑴ 取引の概要

① 結合当事企業の名称及び対象となった事業の内容

名称　　㈱デジタルディレクターズ

事業の内容　　デジタルコンテンツのオーサリング事業

② 企業結合日　　平成27年４月１日（みなし取得日）

③ 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

④ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

追加取得した株式の議決権比率は30.27％であり、当該取引により㈱デジタルディレクターズを当社の完全子会社といたしました。当該追加取得は、より一層の連携の強化を図るために行ったものであります。

⑵ 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

⑶ 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

| | | |
|---|---|---|
| 取得の対価 | 現金 | 31,635千円 |
| 取得原価 | | 31,635千円 |

⑷ 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

① 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

② 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

31,635千円

10．記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項

⑴　有価証券の評価基準及び評価方法

①　満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）

②　子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

③　その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　移動平均法による原価法

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産　　定率法または定額法

②　無形固定資産　　ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間（２～５年）に基づく定額法を採用しております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金　　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③　退職給付引当金　　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

⑷　ヘッジ会計の方法

①　ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の条件を充たしているものは、特例処理を採用しております。

②　ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の利息

③　ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は、個別契約ごとに行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

⑸ その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理　退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理と異なっております。

② 消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当該事業年度の費用として処理しております。

③ 連結納税制度の適用　当社を連結親法人として連結納税制度を適用しております。

## 2．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

⑴ 会計基準等の名称及び会計方針の変更の内容

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

⑵ 経過措置に従った会計処理の概要等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-２項(４)及び事業分離等会計基準第57-４項(４)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

## 3．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の計算書類の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において「営業外費用」の「その他」に含めておりました「支払手数料」72千円を、組み替えて独立掲記しております。

## 4．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　1,472千円

⑵　関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

①　短期金銭債権　354,725千円

②　短期金銭債務　1,141,386千円

③　長期金銭債権　720,109千円

## 5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①　営業取引による取引

受取手数料　228,738千円

受取配当金　116,000千円

②　営業取引以外による取引

受取利息　9,980千円

支払利息　3,342千円

貸倒引当金繰入額　5,000千円

## 6．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 3,998,046株 | 5,720株 | －株 | 4,003,766株 |

(注)普通株式の自己株式の増加は単元未満株式の買取りによるものであります。

## 7．税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 賞与引当金 | 560千円 |
| 貸倒引当金 | 95,534千円 |
| 退職給付引当金 | 12,137千円 |
| 一括償却資産 | 128千円 |
| 減価償却超過額 | 65千円 |
| 投資有価証券評価損 | 74,864千円 |
| 関係会社株式評価損 | 397,743千円 |
| 繰越欠損金 | 2,006,998千円 |
| その他 | 5,569千円 |
| 繰延税金資産小計 | 2,593,598千円 |
| 評価性引当額 | △2,593,598千円 |
| 繰延税金資産合計 | －千円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △44,603千円 |
| 繰延税金負債合計 | △44,603千円 |
| 合計 | △44,603千円 |

⑵　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3％から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9％に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6％となります。

その結果、繰延税金負債の金額は3,554千円減少し、その他有価証券評価差額金が同額増加しております。

## 8．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | ㈱インプレス | 東京都千代田区 | 90 | IT関連メディア及びサービス事業 | 100.0 | 資金の借入、役員の兼任 | 経営インフラの提供料(注1) | 146,535 | 売掛金 | 15,847 |
| | | | | | | | 預り金の増加(注2)(注3) | 34,536 | 預り金 | 300,576 |
| 子会社 | ㈱リットーミュージック | 東京都千代田区 | 100 | 音楽関連メディア事業 | 100.0 | 資金の借入、役員の兼任 | 経営インフラの提供料(注1) | 35,049 | 売掛金 | 3,622 |
| | | | | | | | 預り金の増加(注2)(注3) | 32,004 | 預り金 | 450,144 |
| 子会社 | ㈱エムディエヌコーポレーション | 東京都千代田区 | 50 | デザイン関連メディア事業 | 100.0 | 資金の貸付 | 受取利息(注2)(注3) | 3,327 | 短期貸付金 | 85,462 |
| 子会社 | ㈱山と溪谷社 | 東京都千代田区 | 97 | 山岳・自然関連メディア事業 | 100.0 | 資金の借入、役員の兼任 | 経営インフラの提供料(注1) | 79,673 | 売掛金 | 1,384 |
| 子会社 | ㈱ICE | 東京都千代田区 | 100 | モバイルサービス事業 | 100.0 | 資金の借入、役員の兼任 | 経営インフラの提供料(注1) | 60,858 | 売掛金 | 1,693 |
| | | | | | | | 預り金の増加(注2)(注3) | 73,262 | 預り金 | 309,527 |
| 子会社 | ㈱近代科学社 | 東京都新宿区 | 20 | 理工学専門書出版事業 | 100.0 | 資金の貸付 | 長期貸付金(注2) | － | 長期貸付金 | 111,000 |
| 子会社 | ㈱インプレスR&D | 東京都千代田区 | 15 | 電子出版関連事業 | 100.0 | 資金の貸付 | 長期貸付金(注2) | － | 長期貸付金 | 270,000 |

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金（百万円） | 事業の内容 | 議決権等の所有割合（%） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | ㈱Impress Professional Works | 東京都千代田区 | 30 | 関係会社の経営管理、販売／物流管理業務 | 100.0 | 資金の貸付、役員の兼任 | 業務委託（注１） | 69,360 | 未払金 | － |
| | | | | | | | 受取利息（注２）（注３） | 3,690 | 長期貸付金 | 306,480 |
| | | | | | | | 長期貸付金の減少（注２）（注３） | △40,080 | | |

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

1．市場価格、総原価、利用実態等を勘案して毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。

2．市場金利、調達コストを勘案して、取引条件を決定しております。

3．当社は、グループ全体の資金効率を高めることを目的に、資金の一元管理を行っており、余剰資金を預り金として当社に集約し、各社の資金需要に応じた貸付を実行しております。資金の取引金額は、資金の決済が随時行われることにより把握が困難であるため期首と期末の差額を記載しております。

なお、当社は、債務超過となった子会社への短期貸付金及び長期貸付金に対し貸倒引当金を設定しており、当事業年度において貸倒引当金繰入額5,000千円を計上し、当事業年度末の貸倒引当金残高は312,000千円となっております。

9．１株当たり情報に関する注記

| | | |
|---|---|---|
| ⑴ | １株当たり純資産額 | 198円60銭 |
| ⑵ | １株当たり当期純損失（△） | △1円83銭 |

（注）1．1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 当期純損失（△） | △61,186千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | －千円 |
| 普通株式に係る当期純損失（△） | △61,186千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 33,370,064株 |

2．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 純資産の部の合計額 | 6,643,769千円 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 | 16,840千円 |
| （うち新株予約権） | （16,840千円） |
| 普通株式に係る期末の純資産額 | 6,626,928千円 |
| １株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 | 33,367,734株 |

10．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11．記載金額は表示単位未満を切捨てて表示しております。